五　申請者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）及びその役員の精神の機能の障害の有無

六　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の精神の機能の障害の有無

七　申請者が個人である場合において、令第一条第一項に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所並びに当該者の精神の機能の障害の有無

八　申請者が法人である場合において、令第一条第一項に規定する使用人があるときは、その者の精神の機能の障害の有無

九　申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十　申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、その役員の精神の機能の障害の有無

（再資源化解体の許可証）

第三条　主務大臣は、法第十条第一項の許可をしたときは、第二号様式による許可証を交付しなければならない。法第十一条第一項の更新をしたときも、同様とする。

（再資源化解体の許可証の備置き）

第四条　前条の許可証の交付を受けた者は、当該特定船舶再資源化解体施設内に、当該許可証を備え置かなければならない。

（再資源化解体の許可の基準）

第五条　法第十条第四項第一号（法第十一条第二項、第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　特定船舶再資源化解体施設に係る基準

イ　有害物の地下浸透を防止するため、必要な措置が講じられていること。

ロ　雨水等による有害物の事業所からの流出を防止するため、必要な措置が講じられていること。

ハ　有害物の飛散及び流出並びに特定船舶の再資源化解体に伴って発生する騒音及び振動を防止するため、必要な措置が講じられていること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

ホ　当該特定船舶再資源化解体施設が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

二　特定船舶の再資源化解体を行う体制の基準

イ　事故防止対策に関して、次の事項を記載した規程等を定めていること。

(1)　引火性の物、爆発性の物、発火性の物等による危険を防止するために必要な措置

(2)　酸素欠乏空気、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害を防止するために必要な措置

ロ　防災管理に関して、次の事項を記載した規程等を定めていること。

(1)　各種防災設備の整備及び維持管理に関する事項

(2)　特定船舶の再資源化解体に従事する者を対象とした定期的な訓練の実施に関する事項

(3)　災害が発生した場合における災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項

(4)　関係官庁及び特定船舶再資源化解体施設の近隣住民に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項

(5)　防災体制が確立されるまでの応急措置に関する事項

(6)　火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動のための体制の整備に関する事項

(7)　災害が発生した場合における円滑かつ迅速な避難に関する事項

(8)　災害が発生した場合における環境の汚染の防止に関する事項

ハ　訓練に関して、次の事項を記載した訓練計画等を定めていること。

(1)　有害物質等情報に関する事項

(2)　特定船舶の再資源化解体に従事する者の危険の防止に関する事項

(3)　保護具等の使用に関する事項

(4)　防火上の措置に関する事項

(5)　緊急時即応訓練等防災訓練に関する事項

(6)　救急法に関する事項

ニ　特定船舶の再資源化解体に従事する者に対する訓練を定期的に実施すること。

ホ　訓練は、訓練を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこと。

ヘ　訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うこと。

ト　訓練計画について定期的に見直しが実施されていること。

チ　イからトまでに掲げるもののほか、特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な体制が整備されていること。

リ　当該特定船舶の再資源化解体を行う体制が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

三　申請者の能力に係る基準

イ　法第十条第二項第六号の特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要を、特定船舶の再資源化解体に従事する者に周知していること。

ロ　事業計画書又は収支見積書から判断して、特定船舶の再資源化解体を継続できないことが明らかでないこと。

ハ　特定船舶の再資源化解体の実施に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許可等」という。）を必要とする場合にあっては、当該許可等を得ていること。

（心身の故障により特定船舶の再資源化解体を適正に行うことができない者）

第六条　法第十条第四項第二号ト（法第十一条第二項、第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定船舶の再資源化解体を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の許可の申請等）

第七条　再資源化解体業者は、法第十条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、第三号様式による申請書に、第二条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

2　主務大臣は、法第十二条第一項の変更の許可をしたときは、再資源化解体業者に対し、その旨を通知するとともに、当該特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証を返納させた上で、第二号様式による許可証を再交付するものとする。

3　法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、法第十条第二項第五号又は第六号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

4　再資源化解体業者は、法第十二条第二項の規定による届出をしようとするときは、第四号様式による届出書に、変更事項に係る書類及び当該特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。